

地域医療介護総合確保基金の取扱いの整理について

地域医療構想の実現プロセス

平成29年度第3回医療
計画策定研修会
(一部改変)

1. まず、医療機関が「地域医療構想調整会議」で協議を行い、機能分化・連携を進める。都道府県は、**地域医療介護総合確保基金**を活用。
2. 地域医療構想調整会議での協議を踏まえた自主的な取組だけでは、機能分化・連携が進まない場合には、医療法に定められた**都道府県知事の役割**を適切に発揮。

STEP1 地域における役割分担の明確化と将来の方向性の共有を「地域医療構想調整会議」で協議

個々の病院の再編に向け、各都道府県での「調整会議」での協議を促進。

- ① 救急医療や小児、周産期医療等の政策医療を担う中心的な医療機関の役割の明確化を図る
- ② その他の医療機関について、中心的な医療機関が担わない機能や、中心的な医療機関との連携等を踏まえた役割の明確化を図る。

STEP2「地域医療介護総合確保基金」により支援

都道府県は、「**地域医療介護総合確保基金**」を活用して、医療機関の機能分化・連携を支援。
・病床機能の転換等に伴う施設整備・設備整備の補助等を実施。

地域医療構想の達成に向けた機能分化・連携を進めるための支援策

STEP3 都道府県知事による適切な役割の発揮

都道府県知事は、医療法上の役割を適切に発揮し、機能分化・連携を推進。

【医療法に定められている都道府県の権限】

- ① **地域で既に過剰**になっている医療機能に転換しようとする医療機関に対して、**転換の中止の命令**(公的医療機関等)及び**要請・勧告**(民間医療機関)
- ② 協議が調わない等の場合に、地域で**不足している医療機能を担うよう指示**(公的医療機関等)及び**要請・勧告**(民間医療機関)
- ③ 病院の開設等の許可申請があった場合に、地域で不足している医療機能を担うよう、開設等の許可に条件を付与
- ④ 稼働していない病床の削減を命令(公的医療機関等)及び**要請・勧告**(民間医療機関)

※ ①～④の実施には、都道府県の医療審議会の意見を聴く等の手続きを経る必要がある。

※ 勧告、命令、指示に従わない医療機関には、医療機関名の公表や地域医療支援病院の承認の取消し等を行うことができる。

将来の方向性を踏まえた、自主的な取組だけでは、機能分化・連携が進まない場合

地域医療介護総合確保基金の概要

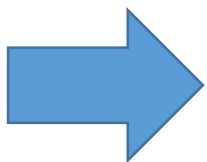
○地域医療介護総合確保基金とは

団塊の世代が75歳以上となる2025年に向け、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」を進めるために設置された基金

○地域医療介護総合確保基金の対象事業

1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
2. 居宅等における医療の提供に関する事業
3. 介護施設等の整備に関する事業（地域密着型サービス等）
4. 医療従事者の確保に関する事業
5. 介護従事者の確保に関する事業

※「1、2、4」は医療、「3、5」は介護分を活用



平成30年度から、「地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業（いわゆる区分I）」の取扱いが見直された

- 地域医療介護総合確保基金の事業区分Ⅰ「地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業」については、基本的に、病床機能の転換等の施設・設備整備といったハード事業を想定。
- 今般、「経済財政運営と改革の基本方針2017」（平成29年6月9日閣議決定）を踏まえ、地域医療構想の達成に向けた取組を推進するため、事業区分Ⅰの事業内容の取扱いを整理。

以下の事業については、事業区分Ⅰ「地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業」として、計上が可能。

1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の事業縮小の際に要する費用

(1) 建物の改修整備費

(2) 建物や医療機器の処分に係る損失

(3) 人件費

2. 地域医療構想調整会議が主催した地域医療構想セミナーの開催費用 **(省略)**

1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の事業縮小の際に要する費用

(1) 建物の改修整備費

○ 対象となる経費

病床削減に伴い不要となる病棟・病室等を他の用途へ変更（機能転換以外）するために必要な改修費用

○ 対象となる建物

各都道府県の地域医療構想公示日までに取得（契約）したもの

○ 標準単価

1 m²当たり単価：（鉄筋コンクリート） 200,900円
（ブロック） 175,100円

<具体例>

- ・ 地域医療構想調整会議で合意のうえ、A病棟及びB病棟を削減。不要となる建物1棟を教育研修棟に改修。
- ・ 地域医療構想調整会議で合意のうえ、C病棟を削減。建物のワンフロアが不要となるため、職員休憩室に改修。

(2) 建物や医療機器の処分に係る損失

○ 対象となる経費

病床削減に伴い、不要となる建物（病棟・病室等）や不要となる医療機器の処分（廃棄、解体又は売却）に係る損失（財務諸表上の特別損失に計上される金額に限る）

○ 対象となる建物及び医療機器

各都道府県の地域医療構想公示日までに取得（契約）したもの

※ 医療機器については、廃棄又は売却した場合に発生する損失（「固定資産除却損」、「固定資産廃棄損」及び「固定資産売却損」）のみを対象とする（「有姿除却」は対象としない）。

建物については、廃棄又は売却した場合に発生する損失（「固定資産除却損」、「固定資産廃棄損」及び「固定資産売却損」）を対象とするが、法人税法上「有姿除却」として認められる場合に限り、廃棄又は売却を伴わない損失（固定資産除却損）についても対象とする。この場合、翌年度以降、解体する際に発生する損失（固定資産廃棄損）についても、対象とする。

○ 対象となる勘定科目

・ 固定資産除却損

固定資産を廃棄した場合の帳簿価額及び撤去費用

・ 固定資産廃棄損

固定資産を廃棄した場合の撤去費用

※ 帳簿価額がある場合は固定資産除却損を計上するのが一般的であるが、法人によっては、帳簿価額がある場合であっても、撤去費用を固定資産廃棄損として計上することがある。

・ 固定資産売却損

固定資産の売却価額がその帳簿価額に不足する差額

○ 固定資産売却損の注意事項

「固定資産売却損」については、関係事業者への売却は対象外とし、第三者への売却のみを対象とする。ただし、複数の不動産鑑定士や専門業者の鑑定状況を踏まえた、市場価格と大幅な乖離がない場合（売却後に「購入者が未使用」又は「売却者が継続使用」する場合を除く。）は、関係事業者でも対象とする。

※ 関係事業者とは、医療法第51条第1項に定める理事長の配偶者がその代表者であることその他の当該医療法人又はその役員と厚生労働省令（医療法施行規則第32条の6第1項第1号）で定める特殊の関係がある者をいう。

医療法施行規則第32条の6（抜粋）

第三十二条の六 法第五十一条第一項の厚生労働省令で定める特殊の関係は、第一号に掲げる者が当該医療法人と第二号に掲げる取引を行う場合における当該関係とする。

一 次のいずれかに該当する者

イ 当該医療法人の役員又はその近親者（配偶者又は二親等内の親族をいう。ロ及びハにおいて同じ。）

ロ 当該医療法人の役員又はその近親者が代表者である法人

ハ 当該医療法人の役員又はその近親者が株主総会若しくは社員総会若しくは評議員会又は取締役会若しくは理事会の議決権の過半数を占めている法人

二 他の法人の役員が当該医療法人の社員総会若しくは評議員会又は理事会の議決権の過半数を占めている場合における当該他の法人

ホ ハの法人の役員が他の法人（当該医療法人を除く。）の株主総会若しくは社員総会若しくは評議員会又は取締役会若しくは理事会の議決権の過半数を占めている場合における他の法人

1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の事業縮小の際に要する費用

(3) 人件費

平成29年度第3
回医療計画策定
研修会

○ 対象となる経費

早期退職制度（法人等の就業規則等で定めたものに限る）の活用により上積みされた退職金の割増相当額

○ 対象となる職員

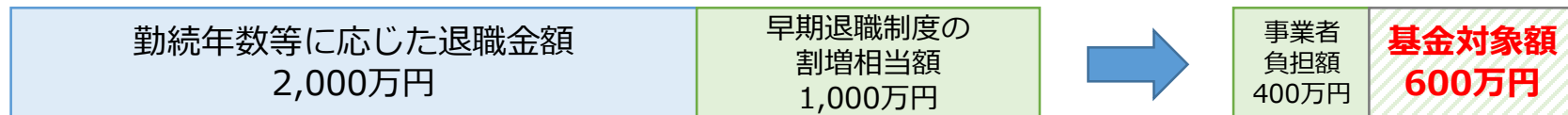
地域医療構想の達成に向けた機能転換や病床削減に伴い退職する職員

○ 上限額

6,000千円

【事業のイメージ】

① 割増相当額が上限額を超える場合



② 割増相当額が上限額を超えない場合

